

平成 2 0 年度第 3 回足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」次第

平成 2 1 年 3 月 2 3 日（月） 午前 1 0 時～

足立区役所 北館 4 階 4 0 1 会議室

1 子育て支援専門部会長あいさつ

2 協議事項

- 1) あだち次世代育成支援行動計画の実施状況について 資料 1

3 報告事項

- 1) 第 2 期あだち次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査結果
（集計速報）について 資料 2

- 2) 「子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクト推進事業」の重点目標
「生活リズム推進事業」について 資料 3

- 3) あだちファミリー・サポート・センター事業の利用料金の改定等について 資料 4

- 4) 子育て支援パスポート事業に関するアンケート調査結果（速報）について 資料 5

- 5) 「子育て応援特別手当」について 資料 6

- 6) 足立区母子家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の改正について 資料 7

- 7) 新田地区の緊急待機児対策の実施について 資料 8

- 8) 「子育てサロン梅島」の開設について 資料 9

- 9) 「早寝・早起き・朝ごはん」啓発パンフレットの作成について 資料 1 0

4 質疑応答

5 次回会議の開催について

6 事務連絡

平成 20 年度第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料 1

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	あだち次世代育成支援行動計画の実施状況について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども施策推進担当
内 容	1 現在のあだち次世代育成支援行動計画の実施状況 第 2 期の計画策定にあたり、現計画の平成 1 6 年度から 2 0 年度（見込み）の実施事業の評価を行った。（別添資料 1 -1のとおり） 実施状況は、平成 1 6 年当初から比較すると、毎年新規事業も増え、多くの事業内容の推進が図られ、子育て支援策は充実してきたと自己評価ができる。 2 平成 2 1 年度のあだち次世代育成支援行動計画進行管理表について 平成 2 1 年度のあだち次世代育成支援行動計画の目標値について設定した。（別添資料 1 - 2 のとおり） （拡充予定の主な事業） 312 子育てサロン （20年度）10ヶ所→（21年度）12ヶ所 423 認証保育所における一時保育 （20年度）30園 →（21年度）35園 513 認証保育所事業（A 型） （20年度）30園 →（21年度）35園 （5園のうち3園は保育室からの移行） 3 次世代育成支援行動計画策定の背景（法的根拠） 次世代育成支援対策法第 8 条に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定する。 現在の行動計画は平成 2 1 年度で第 1 期が終了するため、2 2 年度から 2 6 年度までの第 2 期の計画の策定に向けて庁内連携して進めている。策定にあたっては、「子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクト推進事業」の基本理念「たくましく生き抜く力を育む」を引き継ぎ、次代の足立を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する行動計画を目指す。 4 第二期あだち次世代育成支援行動計画の基本的な考え方 子どもの育ちを中心に据えて、子ども支援、子育て支援及び子育て環境整備を内容とした計画とする。 区は「子ども支援」を中心として政策を推進することとしており、「子育て」はそのための「環境整備」または「しくみづくり」と位置づけている。本計画には子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクト推進事業を統合していく。 5 策定のスケジュール 次ページのとおりに

「子育て支援専門部会」資料

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	第 2 期あだち次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査結果（集計速報）について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども施策推進担当、生涯学習部青少年センター
内 容	第 2 期あだち次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、子育てに対する意識や要望、子ども及び青少年の生活実態等を把握し計画に反映させることを目的としてニーズ調査を実施したので報告する。 1 調査時期 平成 21 年 1 月 9 日～ 2 月 2 日 2 調査対象 ア) 子育てに関するニーズ調査・回収数（有効回答数） 就学前児童の保護者 3,000 人/1,597 人（53.2%） 就学児童（小学 3 年生まで）保護者 1,600 人/850 人（53.1%） イ) 子ども及び青少年の生活実態調査・回収数（有効回答数） 小学生本人及び保護者 1,754 人/1,474 人（84.0%） 中学生本人 1,454 人/1,108 人（76.2%） 高校生本人 1,058 人/995 人（94.0%） 青年（18 歳～ 29 歳各 100 人） 1,200 人/290 人（24.2%） 3 主な調査項目 1) 子育てに関するニーズ調査 保護者の就労状況、仕事と生活の調和、保育サービス、区のサービスの利用状況他 2) 子ども及び青少年の生活実態調査 生活習慣や遊び、学校生活、放課後の過ごし方、仕事や収入 他 4 主な調査結果内容（集計速報・抜粋） 別紙資料 2 - 1 のとおり 5 第 2 期あだち次世代育成支援行動計画への反映 第 2 期あだち次世代育成支援行動計画の庁内検討組織である、子ども施策推進会議幹事会課題別部会において調査結果の分析を行い、子育て支援専門部会での協議を経て計画に反映していく。

平成20年度第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料3

平成21年3月23日

件 名	「子ども施策3ヵ年重点プロジェクト推進事業」の重点目標「生活リズム推進事業」について
所 管 部 課	子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）
内 容	平成20年9月に策定した「子ども施策3ヵ年重点プロジェクト推進事業」の重点目標である「生活リズム推進事業」について報告する。 1 主な実施事業 (1)生活リズム推進事業の区民周知 公私立幼稚園・保育園園長会、小・中学校PTA連合会等の区内各種団体等に対して、生活リズム推進事業の重要性及び区の取り組みについて、説明及び協力の依頼を行った。 (2)「子ども施策3ヵ年重点プロジェクト推進事業」パンフレットの作成 「子ども施策3ヵ年重点プロジェクト推進事業」の概要を記載したパンフレットを8万部作成し、区内公私立保育園・幼稚園等、小・中学校保護者に送付するとともに、図書館等の区の窓口で配布している。（保護者へのパンフレットの配布は平成21年2月5日前後に送付） （別添パンフレットのとおり） (3)生活リズム改善事業の実施 子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、生活リズムの調査研究を東京都と連携しモデル7園で実施した。子どもの生活実態などを調査するとともに、生活リズム改善に向けた取り組みを実践することで保護者の意識啓発を図ることを目的としている。 ア) 調査の内容 和洋女子大学 鈴木みゆき教授の研究グループと連携し、実施園ごとに下記の調査を実施するとともに、生活リズム改善に向けたアプローチを行った。 ・ 乳幼児の生活リズム（就寝・起床時間）調査 ・ 乳幼児の認知発達に関する調査 ・ 幼児を対象にした絵画表現、ブロック等遊具の構造などを通した調査 ・ 乳幼児を対象とした食事の習慣形成に関する調査 ・ 幼児を対象とした運動能力、身体活動量調査 ・ 各園での生活リズム講演会の開催 イ) モデル園（7園） 私立さつき保育園、区立おおやた幼保園、区立元宿幼稚園、私立西新井幼稚園 区立辰沼保育園、区立中島根保育園、区立西新井本町保育園 ウ) 調査実施数 760人（0歳児・3歳から5歳児） エ) 調査期間 平成20年6月から12月 オ) 実践報告会の開催 平成21年2月26日に庁舎ホールにおいて生活リズム改善事業の実践報告会を実施した。 内容： 調査に基づく分析結果、改善に向けた取り組みの報告

	シンポジウム 和洋女子大学教授 鈴木みゆき氏及びモデル園 7 園の保育士等 参加者：310人 感想：生活リズムの大切さを改めて認識した。 モデル園での実践方法が参考になり、今後自分の保育園でも取り入れていきたい。 早寝・早起き・朝ごはんの実践は難しいが、できることから始めることが大切だと感じた。 他 (4)「あだち朝ごはんの絵展覧会」の開催について 生活リズムは、就学前に身につけることが重要であるため、保護者への意識づけをすることを目的として、公私立幼稚園及び保育園、幼保園で一斉に「あだち朝ごはんの絵展覧会」を実施した。展覧会を一つのきっかけとして、各家庭での実践的な取り組みにつなげていく。 ア) 展示期間 平成21年2月2日(月)から2月14日(土) 区内公私立幼稚園・保育園・幼保園一斉開催 イ) 展示場所 区内公私立幼稚園・保育園・幼保園内に展示 ウ) 対 象 5歳児(年長組) エ) アトリウムでの展示 3月9日(月)から3月22日(日) 2 今後の実施予定事業 ・生活リズム改善にむけての継続職員研修(4回) ・区立保育園での生活リズム改善委員会発足(地区毎に1名で計4人) ・生活リズムカレンダーの作成 ・コーディネーショントレーニングを取り組んだ生活改善(モデル保育園) ・生活リズムフォーラムの実施 ・区民向け講演会の実施 ・「提案型協働推進事業」による提案事業の実施
--	--

平成 20 年度第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料 4

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	あだちファミリー・サポート・センター事業の利用料金の改定等について	
所 管 部 課	子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）	
内 容	1 あだちファミリー・サポート・センターの事業概要 ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい人（利用会員）と、援助を行ないたい人（提供会員）が、地域で子育てを相互援助するしくみである。 主な援助内容は、提供会員の自宅での子どもの預かりや保育施設等への送迎である。 事業の運営は足立区社会福祉協議会に委託している。	
	2 改定内容 あだちファミリー・サポート・センターの利用料金を、平成 21 年 4 月 1 日から下表のとおり改定する。 （現行）	
	区 分	利 用 料 金
	平日の午前 6 時～午後 10 時	1 時間あたり 800 円
	土・日・祝日及び年末年始の午前 6 時～午後 10 時	1 時間あたり 900 円
	（改定後）	
	区 分	利 用 料 金
	平日の午前 8 時～午後 6 時	1 時間あたり 500 円
	平日の午前 6 時～午前 8 時及び午後 6 時～午後 10 時 土・日・祝日及び年末年始の午前 6 時～午後 10 時	1 時間あたり 800 円
	送迎のみの援助（1 時間未満） （曜日・時間にかかわらず全ての時間帯）	1 回あたり一律 500 円
	3 改定の理由 1）類似事業である子育てホームサポート事業の利用料金に合わせ利用者の負担軽減を図る。 2）1 時間未満の送迎のみの利用は、曜日・時間にかかわらず 1 回一律 500 円とし、利用者の負担軽減を図る。	
	4 提供会員の活動に対する助成 提供会員の確保および意欲向上を目的として、1 時間の活動に対して 500 円を助成する。1 ヶ月ごとの活動実績書に基づき累計時間に対し助成を行う。ただし、累計時間に端数がある場合は 30 分未満を切り捨て 30 分以上は切り上げて 1 時間単位で助成する。	
	5 周知方法 ファミリー・サポート・センター会員には個別通知により周知するとともに、あだち広報 4 月 25 日号及びホームページ、チラシ等で区民に広く周知する。	

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	子育て支援パスポート事業に関するアンケート調査結果（速報）について
所 管 部 課	子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）、産業経済部産業振興課
内 容	子育て支援パスポート事業に関するアンケート調査を「子育て支援パスポートインターネットモニター」及び「協賛店」に対して実施したので結果を報告する。 1 インターネットモニターに対するアンケート調査概要 1) 実施期間 平成 21 年 1 月 16 日～28 日 2) 対象者数 インターネットモニター 77 人 3) 回答者数 46 人（回答率 59.7%） 利用回数 5 回以内 18 人 6～9 回 6 人 10 回以上 15 人 使用していない 7 人 今後も利用するか はい 39 人 いいえ 7 人 利用しやすくなる方法（7 項目から 3 つ以内を選択）（上位 3 つ） 協賛店のほうから「パスポートを持っているか」と聞いてほしい。 30 人 独自サービスでも協賛店になれるように、仕組みを替え協賛店を増やしていく。 25 人 大きなステッカーにして協賛店であることを分かりやすくする。 21 人 自由意見 パスポートがきっかけでお店の人と親しくなり買い物が楽しくなった。 いつも活用しており、お店が活性化されていると感じる。 対象品や曜日が決まっていて使いにくい。 ステッカーの表示が分かりにくい。 2 協賛店に対するアンケート調査概要 1) 実施期間 平成 21 年 1 月 27 日～2 月 10 日 2) 協賛店数 611 店 3) 回答店数 198 店（回答率 32.4%） 今後、パスポート事業を拡大していく上で必要なこと（5 項目から 2 つを選択）（上位 3 つ） 足立区がもっと事業の PR をすること 157 店 協賛店数をもっと増やすこと 82 店 5%割引だけでなく協賛店が独自サービスを提供できること 28 店 パスポート事業を開始してからお店のイメージアップにつながっているか。 いる 34 店 いない 77 店 わからない 78 店 お客さんの数は増えたか。 大いに増えた 0 店 やや増えた 25 店 変わらない 167 店 売上は増えたか。 大いに増えた 0 店 やや増えた 11 店 変わらない 177 店 （参考） 子育て支援パスポート事業の概要 中学生以下の子どもを養育する世帯及び妊婦のいる世帯に対して、区内商店街の協賛店舗が 5%の割引サービスを実施することにより、子育て世帯を経済的に支援するとともに、区内商店街店舗における売上げを目的とする。 協賛店舗において、中学生以下の子どもを養育する世帯及び妊婦のいる世帯が買い物をした時に、一律 5%の割引サービス（協賛店により取扱日や割引商品が異なる）を受けられる。 実施期間：平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日 平成 22 年度からの事業継続にあたっては、さらに利用者や協賛店の意見を充分調査するとともに足立区商店街振興組合連合会と協議し決定する。

平成 20 年度第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料 6

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	「子育て応援特別手当」について
所 管 部 課	こども家庭部子育て支援課
内 容	新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議は、「生活対策」における出産・子育て支援の拡充の視点から、生活安心確保対策を策定した。その具体的な施策として、幼児教育期の子育てを支援するため、平成 20 年度の緊急措置として、子育て応援特別手当の支給を決定した。 1 制度の概要 (1)支給対象となる子 平成 20 年度において小学校就学前 3 年間に属する子（具体的には、生年月日が平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの子）であって、第 2 子以降の子（平成 21 年 2 月 1 日において、足立区の住民基本台帳、または足立区の外国人登録原票に登録されている子。短期滞在の在留資格を除く。） 第 2 子の判定は、18 歳以下の子（具体的には、生年月日が平成 2 年 4 月 2 日以降の子）の中から年齢順に第 1 子、第 2 子と数える。 (2)支給額 支給対象となる子 1 人あたり 3 万 6 千円 (3)支給対象者 支給対象となる子の属する世帯の世帯主 (4)支給基準日 平成 21 年 2 月 1 日 2 区の事務概要 (1)事業規模 支給対象となる子の人数 約 1 万人 支給総額 約 3.6 億円 (2)給付の根拠及び支給方法 根拠規定 交付事務規則及び取扱要綱を制定 支給方法 世帯主からの申請に基づき、指定口座への振込が原則 3 今後のスケジュール 3 月 19 日 申請書を郵便局に持ち込み（簡易書留） 9 月 30 日 申請受付終了

平成20年度第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料7

平成21年3月23日

件 名	足立区母子家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の改正について																
所 管 部 課	子ども家庭部子育て支援課																
内 容	1 事業内容・目的 母子家庭の母が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講に際し、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、養成訓練の一定期間について、母子家庭高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を終了後に支給する。 <table><tr><td>高等技能訓練促進費</td><td>月額</td><td>103,000円（非課税世帯）</td></tr><tr><td></td><td>月額</td><td>51,500円（課税世帯）</td></tr><tr><td>入学支援修了一時金</td><td></td><td>50,000円（非課税世帯）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>25,000円（課税世帯）</td></tr></table> * ただし、平成20年4月1日以降に受講を開始した者から適用。（それ以前の受講者は、高等技能訓練促進費の月額103,000円のみ） 2 改正理由 「母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」及び「母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、足立区母子家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の改正を行う。 3 改正内容 高等技能訓練促進費の支給期間 <table><tr><td>現行</td><td>修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後の残りの3分の1に相当する期間（12月を上限）</td></tr><tr><td>改正</td><td>修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間（18月を上限）</td></tr></table> 4 適用年月日 平成21年2月4日	高等技能訓練促進費	月額	103,000円（非課税世帯）		月額	51,500円（課税世帯）	入学支援修了一時金		50,000円（非課税世帯）			25,000円（課税世帯）	現行	修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後の残りの3分の1に相当する期間（12月を上限）	改正	修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間（18月を上限）
高等技能訓練促進費	月額	103,000円（非課税世帯）															
	月額	51,500円（課税世帯）															
入学支援修了一時金		50,000円（非課税世帯）															
		25,000円（課税世帯）															
現行	修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後の残りの3分の1に相当する期間（12月を上限）																
改正	修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間（18月を上限）																

平成 21 年 3 月 23 日

件 名	新田地区の緊急待機児対策の実施について							
所 管 部 課	子ども家庭部保育課							
内 容	1 新田地区の状況							
	新田地区では、新田三丁目の都市再生機構による大規模開発に加え、新田一丁目においてもマンション建設が進み、乳幼児人口が急増している。							
	2 1 年 4 月の認可保育園児募集では、0 ～ 3 歳児について募集枠を超える申込があり、特に 1 ・ 2 歳児は 2 倍を超える申込があった。							
	0-5 歳年齢人口動向 (19 年 10 月)							
	19.10.1	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	新田一丁目	33	38	26	26	17	16	156
	新田二丁目	25	25	26	31	25	25	157
	新田三丁目	81	61	62	67	38	30	339
	計	139	124	114	124	80	71	652
	(20 年 10 月)							
	20.10.1	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	新田一丁目	55	40	44	31	31	20	221
	新田二丁目	19	25	22	26	28	25	145
	新田三丁目	119	119	78	84	83	51	534
	計	193	184	144	141	142	96	900
	対前年	+54	+60	+30	+17	+62	+25	+248
	新田地区の申込状況(21 年 4 月入所)							
21.4.1	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	
申込数	24	55	22	13	6	3	123	
募集数	18	20	7	10	8	6	69	
差	6	35	15	3	-2	-3	54	
2 緊急対策の実施								
新田地区は、東京都認証保育所や足立区認定保育室等が整備されていないため、待機児童の解消に向けて次の対策を実施する。								
(1)弾力入所の実施								
弾力入所として、私立新田ココロット保育園で 1 歳児 1 名、区立新田わかば保育園で 1 歳児 10 名、2 歳児 2 名の定員増を実施する。なお、新田わかば保育園は、保育士の増配置及びホールを保育室に転用する。								
弾力入所・・・国の定める基準（児童 1 人当たり保育室の面積、保育士の数）に従ったうえで、認可定員数を超えて児童を預かること。新田わかば保育園の認可定員数は 87 人だが、今回の措置により 99 人を保育することになる。								
(2)都市再生機構及び東京都に対する協力要請								
都市再生機構に対し保留地の提供等を含め、東京都認証保育所の早期誘致について協力を求めている。なお、賃貸棟における家庭福祉員の開業許可や、優先入居の実施については既に要請を行っている。								
また、東京都に対して、新田 1 丁目都住アパート内、旧新田ボランティアセンターを保育所として使用することについて要望していく。								
3 問題点・今後の方針								
申込が急増している他の地区についても、認可保育園への弾力入所や認証保育所の整備、家庭福祉員の増員等を実施し、待機児童の解消を図っていく。								

平成20年度第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子育て支援専門部会」資料

資料9

平成21年 3月23日

件 名	「子育てサロン梅島」の開設について
所 管 部 課	子ども家庭部こども家庭支援センター
内 容	現在建設中の教育相談センター内（梅島三丁目）に11カ所目の子育てサロンとなる「子育てサロン梅島」を下記のとおり開設する。 また、子育てサロン利用者を対象とした、一時預かり（有料）も併設し運営する。 記 1 名 称 子育てサロン梅島 2 開設年月日 平成21年5月18日（月） 3 所在地 梅島3—28—8 教育相談センター 1階 4 運営方法等 （1）運 営 NPO法人に委託予定 （2）開所時間 午前10時～午後4時 （3）対 象 0～3歳までの乳幼児とその保護者 （一時預かりは6カ月～3歳） （4）利 用 料 サ ロ ン 無 料 一時預かり 500円（1時間） 別に登録料 1,000円 5 問題点・今後の方針 広報・PRについては、教育相談センターの開設周知に合わせ「あだち広報」3月25日号及び5月10日号に掲載するほか、区ホームページへの掲載やチラシの配布等を通して周知に努める。

「子育て支援専門部会」資料

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

件 名	「早寝・早起き・朝ごはん」啓発パンフレットの作成について
所 管 部 課	衛生部足立保健所健康推進課、子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）
内 容	食育の推進事業の一環として、庁内の関係部課で構成している食育計画推進委員会で足立区版「早寝・早起き・朝ごはん」啓発パンフレットを作成した。 これは、子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクト推進事業の重点目標になっており、保健総合センターの乳幼児健診受診者、保育園児、幼稚園児や就学予定児童等に配付し、各家庭での実践に活用してもらう予定である。 1 啓発パンフレットの主な内容 (1) 足立区の早寝早起きの実態（乳幼児健診アンケートより） (2) 早寝早起きに取り組んだ足立区の保護者の意見 (3) 朝ごはんや噛むことの大切さなど 2 主な配付先 公私立保育園・幼稚園、保健総合センターの乳幼児健診等 （配付数 約 27,000 部） 3 今後の方針 平成 2 1 年度以降は、子ども施策 3 ヶ年重点プロジェクトの生活リズム部会で内容を検討し、改定したものを配付していく予定である。